

平成28年鎌ケ谷市農業委員会第12回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ケ谷市農業委員会第12回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1. 日 時 平成28年12月21日 午後4時00分

2. 出席委員 16名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	6. 濱田 光一 委員	7. 池ヶ谷富士夫委員
8. 大野 幸一 委員	9. 鈴木 吉夫 委員	10. 鈴木 徳市 委員
11. 澁谷 誠幸 委員	12. 石井 君雄 委員	13. 小金谷正男 委員
14. 時田 将 委員	15. 葛山 繁隆 委員	16. 秋山 秀雄 委員

17. 山田 芳裕 委員

3. 欠席委員 0名

4. 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5. 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農用地利用集積計画について 1件

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について 1件

議案第5号 鎌ケ谷市農業委員会の委員選任に関する要綱等の制定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件

報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について 2件

報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について 3件

報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について 1件

6. 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ケ谷市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

4番浅海博行委員

5番石井栄一委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は、第2班です。鈴木吉夫班長より総括的な報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長
葛山 議長 9番、鈴木吉夫班長
鈴木 班長 第2班の現地調査の報告をいたします。

平成28年12月15日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について1件、計3件です。

現地調査後、午後4時より農地法第4条及び第5条の2件について、審査会を実施しました。

2班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を説明いたします。

申請地は、畑1筆で、面積661平方メートルです。

転用計画は、貸資材置場用地です。

申請理由は、申請人が農業経営の縮小を検討していたところ、業者から、現場から近く、好立地であり、利便性も良いことから、貸資材置場として要望があり、本計画を行うもので、この転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として敷地内を転圧後に碎石舗装とし、中央に向かって傾斜をつけ、自然浸透させるとともに、周囲を合板で囲み土砂流出を抑制します。また、資材等の高さを1メートル以下として、日照、通風への影響がないようにします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるので、第

2種農地に該当しますが、申請地は、工事等の現場付近に位置し、面積も適当であり、好立地であることから、他の土地で代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

山田 委員

議長

葛山 議長

16番、山田 芳裕委員

山田 委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

平成28年12月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積661平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、道路河川管理課から、前面道路についての汚損等に留意していただきたい旨のお願いを伝え、次に、進入道路について、カーブ付近であり交通量も多く通学路にもなっていることから、工事期間等について十分に注意すること、また、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用6ヶ月後に地目変更をすること、最後に、業者が撤退するなどの期間が生じた場合は、周辺農地に影響が出ないようにしっかり管理するよう指導いたしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第1号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長
葛山 議長
垣岡 次長

議長

垣岡次長

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積2,587平方メートルです。

転用計画は、賃借権による資材置場用地の一時転用です。

申請理由は、譲受人は、建設業を営んでおり、工事現場は、市街化区域内にあり、近隣には、資材置場として使用できる用地がなく、工事現場から比較的近く、広い土地を探していたところ、市街化調整区域にある比較的近い農地を借受けることができ、申請地を資材置場として一時転用するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、境界より2メートル離れた位置に、周囲を高さ2メートルの万能板で囲むとともに、敷地全体を30センチ程度削ることにより、敷地内を低くすること、また、敷地内を土壌とすることにより自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。なお、土砂置場は土木シートで縁切りし、車両走行部分は鉄板敷きとするとのことです。また、日照、通風については、資材の高さを1.5メートル以内におさえることで影響がないようにしています。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、代替性として、工事現場から比較的近く、面積も適当であるところから、申請地は他の土地で代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

なお、一時転用終了期間満了までに自己の責任において原状回復する旨の誓約書が申請者双方から提出されており、併せて、野菜の作付け計画書も提出されています。

以上です。

葛山 議長
澁谷 委員
葛山 議長
澁谷 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

11番、澁谷誠幸委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

平成28年12月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現

地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,587平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、道路河川整備課より、雨水対策協議依頼があったこと、また、道路河川管理課より、前面道路の破損が生じた場合の修復依頼があったことを伝え、次に、搬出入経路には、幼稚園があり、小学校の通学路にもなっていることから搬出入時には十分注意すること、許可後は速やかに着工し、着工3ヶ月後は、工事進捗状況報告書を提出するとともに、一時転用終了後は農地復元報告書を提出すること、また、農地復元後は営農計画どおり耕作するよう指導しました。

最後に、工事期間等の変更が生じた場合は、事前に相談するよう伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成28年12月5日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積4,011平方メートルの農地を、新規に5年間の賃貸借による利用権の設定を行うものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしています。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

石井 委員

議長

葛山 議長

1 2 番、石井君雄委員

石井 委員

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑4筆、合計面積4,011平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画により、新たに5年間の賃借による利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第3号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第4号農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について、を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について、を説明いたします。

農地法第3条では、農地の所有権移転や貸し借りをを行う場合は、譲受人の資格要件として、北海道を除き、取得後の農地面積の合計が50アール以上でなければならないとされていますが、これを下限面積と言います。

この下限面積にとらわれず、別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第17条第1項に基づき、自然的、経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、面積は10アール単位で、10アール以上であること、定めようとする面積未満での営農者が設定地域内の40パーセントを下らないことと規定されています。

また、第2項では遊休農地が多い場合に、新規就農促進の必要性がある場合の

特例が規定されています。

なお、下限面積につきましては、国からの通知により、毎年設定又は修正の必要性を検証し審議することとされています。

当市の状況ですが、第1項関係は、市内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が、全農家の約7割を占めており、また、第2項関係につきましては、市内の遊休農地率が0.5パーセントと低い現状にあります。

このことから、昨年に引き続き、対象地区を市内全域とし、下限面積を50アールとして別段の面積設定は必要ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

葛山 議長

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第4号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第5号鎌ヶ谷市農業委員会の委員選任に関する要綱等の制定について、を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

別添資料をご覧ください。

議案第5号鎌ヶ谷市農業委員会の委員選任に関する要綱等の制定について、でございます。

農業委員会法の改正に伴い、所要の事項を定めようとするものであります。

はじめに、農業委員会の委員選任に関する要綱は、農業委員の選任と手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

内容といたしましては、推薦及び募集の資格や手続等を定め、提出様式の推薦の個人用、団体用と一般応募用を定め、市長宛に提出するものです。

次に、鎌ヶ谷市農業委員候補者評価委員会運営要綱については、農業委員候補者の評価を市長に報告をするための農業委員候補者評価委員会の運営について、必要事項を定めるものです。

評価委員として、市民生活部長、会長、会長職務代理者、事務局長としています。

次に、農地利用最適化推進委員の委員選任に関する要綱は、農業委員会の委員選任に関する要綱と同様に、推進委員の選任と手続等について、法令に規定す

るもののほか、必要な事項を定めるものです。

内容といたしましては、推薦及び募集の資格や手続等を定め、提出様式の推薦の個人用、団体用と一般応募用や担当地区を定め、農業委員会に提出するものです。

次に、鎌ヶ谷市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱については、農地利用最適化推進委員候補者の評価を農業委員会に報告をするための農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の運営について、必要事項を定めるものです。

評価委員として、会長、会長職務代理者、事務局長、会長が指定する農業委員としています。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、候補者の応募状況等を中間と最終でホームページで公表いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

葛山 議長
小金谷局長
葛山 議長
小金谷局長

それでは質疑に入ります。

議長

小金谷局長

農業委員並びに農地利用最適化推進委員候補者の評価については、資質や知識・能力等を推薦書や応募届出書並びに必要な応じた面接等により、客観的な判断基準に基づき評価する予定でございます。

また、推進委員の補充の点ですが、農業委員は定数の3分の1が欠けたら、速やかに補充しなければならないとなっておりますが、推進委員に関しては、定数が少ないことから、1人でも欠けてしまうと、他の推進委員の負担が非常に大きくなるので、欠けたら、すぐに補充するように考えております。

葛山 議長

他になければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長
葛山 議長

全員賛成により、議案第5号は、可決されました。

つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第3条の3第1号の規定による届出について4件を報告いたします。

葛山 議長
浅海副主幹
葛山 議長
浅海副主幹

事務局の報告をお願いいたします。

議長

浅海副主幹

議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について4件につき

ましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　つづいて、報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について3件の計5件を一括報告いたします。

葛山 議長 　　事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 　　議長

葛山 議長 　　浅海副主幹

浅海副主幹 　　議案書の9ページから10ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について3件の計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　つづいて、報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件を報告します。

葛山 議長 　　事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 　　議長

葛山 議長 　　浅海副主幹

浅海副主幹 　　議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後5時00分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年1月24日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山 繁隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 栄一